

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)

ペ ー ジ
一

号 外 (一) 平 成 二 十 一 年 三 月 一 日

公 示

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第九号の二

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第二章第二節中第三十七条の二の次に次の一条を加える。

(指 定 代 理 納 付 者 の 指 定)

第三十七条の三 知事は、法第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

- 一 当該指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該指定代理納付者に納付させる歳入
 - 三 当該指定代理納付者に歳入を納付させる期間
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 一 年 三 月 一 日

平成二十一年三月一日印刷
平成二十一年三月一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))